

第373回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

令和元年11月11日（月）午前10時30分から
ホテルセントパレス倉吉 ウインザーノース（2階）

1 開 会

2 挨拶

〔渡部会長〕 皆さん、おはようございます。

〔一同〕 おはようございます。

〔渡部会長〕 朝晩も寒くなってまいりまして、カニが始まりましたが、衝撃の開幕でございました。去年200万だってびっくりしましたけれども、今年は、但馬が300と来たもんで、何ぼ来るかなあと思ったら、まさか500万とは思わなかったもので、びっくりしました。いずれにしても、これから海が荒れてまいりますので、何といたっても航海安全、航海安全第一でございます。当委員会としまして、航海安全に加えて、大漁満足を心から祈念したいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

3 議事録署名委員指名

〔渡部会長〕 議事録の署名人を武良委員、井本委員、お二人に指名します。

4 議 事

（1）県外者に対する小型いかつり漁業の許可取扱方針について（諮問）

〔渡部会長〕 それでは、議事に入ります。まず、1番の県外者に対する小型いかつり漁業の許可取り扱い方針についての諮問事項でございます。知事諮問でございますので、水産課長、よろしく申し上げます。

〔平野事務局長〕 【資料1の諮問文を読み上げた。】

〔渡部会長〕 はい。ありがとうございました。では、事務局の説明をお願いします。

〔吉村書記〕 はい。【資料1に沿って説明。】

〔渡部会長〕 はい、ありがとうございました。補足しますと、さっきの諮問文の中で、従来、許可期間は3年ですが、今回1年にするということと、隻数を制限する、この2つをするときには委員会の意見を聞くということになっておりますので、それを踏まえて皆さんも御議論をお願いします。それで、さっきの話で、協会のほうも話がもう済んだんですかね。いかつり協議会のほうの協議も終わっておられるんですか。

〔岸本次長〕 いや、今言ったのは、役員会のほうで、了解を。

〔吉村書記〕 いただいております。

〔渡部会長〕 はい。それでは、委員の皆さんの御意見を申し上げます。骨子は、大体例年どおり

ですね。あとは、許可枠は変更になったということのようでございます。はい、いかがでございますか。

〔景山委員〕 いいですよ。

〔渡部会長〕 特に、いかつりに関連した委員さんは。山根さん、どうですか。

〔山根委員〕 別にないです。いいですよ。

〔渡部会長〕 よろしいですか。はい、わかりました。これは議論も特にないようでございますので、異議なしというか、よろしいということで、お返ししてよろしいでしょうか。

〔一同〕 はい。

〔渡部会長〕 はい。では、これは異議なしということでいきます。

（２）鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について（くろまぐろ第５管理期間）（諮問）

〔渡部会長〕 では、２番でございます。鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について、マグロの資源管理の諮問でございます。事務局の説明をお願いいたします。

〔平野事務局長〕 【資料２の諮問文を読み上げた。】

〔渡部会長〕 はい。事務局、これは期中見直しでございますね。

〔丹下係長〕 はい。

〔渡部会長〕 はい。事務局の説明をお願いします。

〔丹下係長〕 はい。【資料２に沿って説明。】

〔渡部会長〕 はい。ありがとうございました。これは、さっきの前段のほうは、もうストップかけたんで、これはもうしょうがないでよかったですね。

〔丹下係長〕 はい。

〔渡部会長〕 しょうがないという言い方がいいかどうかわかりませんが、だってもう水揚げはできんということでございます。ただ、さっきの、今の説明によりますと、総量は７．９トンで変わらんけども。

〔渡部会長〕 小型魚を増やして、大型魚を減らします。これで了解が得られそうなので、それを前提に計画変更をしますという理解でよろしいでしょうか。

〔丹下係長〕 はい。

〔渡部会長〕 で、国の承認を得たら、これで漁獲を始めるということですか。

〔丹下係長〕 はい。

〔渡部会長〕 はい、わかりました。では、委員の皆さんの御意見ををお願いします。

〔山根委員〕 これは今年だけですね、枠は。

〔丹下係長〕 はい。

〔山根委員〕 また来年は１．７トンですか。

〔丹下係長〕 またもとに戻ります。

〔平野事務局長〕 余計な話のところで、来年は１．７というのがありますが、今が１．９で、来年は１．７という。

〔丹下係長〕 1. 7で数字をもらってます。資料は付けていませんが。

〔平野事務局長〕 何で減るの。

〔丹下係長〕 わからないですけど。

〔平野事務局長〕 わかんないけど減るわけか。何だ、ようわからんなあ。

〔丹下係長〕 1. 9ではなくなります。

〔渡部会長〕 来年の話しとるか。

〔丹下係長〕 来年の話です。

〔渡部会長〕 それで、国の承認っていうのはいつごろになりそうですか。

〔丹下係長〕 今日、海区委の承認をいただいて、国に変更申請を出してからですので、10日から2週間ぐらいは間を見て、国から承認の決裁日を聞いたら。

〔渡部会長〕 来月かいな。

〔丹下係長〕 来月までには何とかしていただくようお願いしよう。

〔児玉委員〕 来年も同じぐらいの時期なんですか。この話をする期間をもうちょっと早くしてもらえないか。

〔丹下係長〕 諮問のこのタイミングを、もう少し早くすれば、10日でも早くできるとは思いますが。

〔山根委員〕 大体、いつも枠がなくなるので、前もって枠をその県と交換条件をしてもらうように、もっと早くからしてほしい。

〔丹下係長〕 4月当初のタイミングで枠融通の要望調査がありますので、そのタイミングで言っておけば、十分間に合うとは思いますが。

〔児玉委員〕 今日から2週間程度でいくように。これもう一月もかかったりすると、今度もういなくなっちゃうので、獲れなくなるから。

〔渡部会長〕 承認を得たら、県内に公示するだけだろう。

〔丹下係長〕 はい。

〔景山委員〕 毎年、獲れるのかな。

〔山根委員〕 大体ね。

〔児玉委員〕 大体獲れるのは獲れますけど。

〔景山委員〕 問題はな、そのマグロの枠はあるけどな、鳥取県の漁民はな、そのトン数も1人当たり、ほんのわずかな数量だけな。こうするほどでもないけど、そういう零細漁民もある程度、水産庁のほうも加味してやってもらわにゃな。

〔丹下係長〕 そうですね。

〔景山委員〕 やっぱりそういうことも考えてやっていただかな立つ瀬がないです。田後でも賀露でも、そういう人がおるだけんな、そこを加味してな、水産庁に割り当ててもらったっていいだけな、こういう実態っていうこともな、きちんと言っちゃおか。

〔丹下係長〕 言ってます。非常にこの少ない枠で、急に来遊があったときに非常に管理がしにくいので、ほんの二、三トンでも枠を融通していただけると、非常にありがたいですということは言わせてもらってまして、水産庁の担当者も理解してくれています。

〔景山委員〕なら、トン数減らさんで、もう上げてもらわな。

〔丹下係長〕はい。

〔景山委員〕よろしくね。

〔渡部会長〕委員の皆さんからは、ほかに意見はございますか。今の話でいきますと、要は7.

9トンの総枠を変えて期中見直しをしていくということと、水産庁の決裁がおり次第、再び漁獲ができるようにしたいとこういう話だと思います。いかがでございますか、御意見は。児玉さん特に。

〔児玉委員〕いえ、まあまあ、まずは早急をお願いします。

〔渡部会長〕ないですか。はい。じゃあこれで、意見特になしということではよろしゅうございますか。早くせえちゅうぐらいですね、今のところは。

〔景山委員〕今年の場合な、そういうことだけえな、早く手続して。

〔丹下係長〕はい。

〔児玉委員〕ほんの1日、2日ですよ。急に獲って。

〔丹下係長〕いや、本当に。今日、まさかこんな話になるとは思ってなかったの。

〔平野事務局長〕はい。少なくとも今日の結果はですね、今日中には事務処理して、すぐに国のほうには申請をさせていただきますので。

〔井本委員〕すみません。1個教えてください。この9、小型魚のほうは94.7%に達した後、その後10月24日まで漁獲実績がないっていうのは、放流したからということではなくて、来遊がなかった。

〔丹下係長〕来遊もないんでしょうけど、放流もされているのかもしれませんが。漁獲の量は、水揚げ実績は上がってないということです。

〔渡部会長〕はい。よろしゅうございますか。

（3）漁業法改正に伴う鳥取県漁業調整規則について（協議）

〔渡部会長〕そしたら、3番目のほうの議題に行きます。漁業法改正に伴う鳥取県漁業調整規則についての協議でございます。

〔岸本次長〕はい。【資料3に沿って説明。】

〔平野事務局長〕ちょっと補足をさせていただきますが、規則の変更については、これまでも何度か説明をしてきていますが、本来であれば、規則変更をする場合に、何をどういう理由で変更するのかっていうことを細かくこの委員会で審議して規則変更するんですが、今回の規則変更っていうのは一言、国の法律が変わったから変更するということにして、今お示したこの規則変更の内容も、基本的には、国が示している規則例に基づいて変更してるということで、単純に、なぜこうなるのかということも幾つかありますが、水産課としてが一番基本的な考え方は、できるだけこの漁業者あるいは漁協事務の方々に負担が増えないようにということを第一に考えていますので、分かりにくいと思われることがあるかもしれませんが、これでも精いっぱいその辺を考慮しているということになります。

それから、これまで何度か説明した中で、今回規則変更しますが、一番の基本的な考え方

というのは、第1条に書いてありますが、これまでの単に保護培養とか漁業調整ということではなくて、水産資源の持続的な利用という部分と総合的な利用という、この2つの考え方に基づいて法律改正がされていますので、資源管理に関する部分は増えていると同時に、総合的な利用ということで、漁業者だけではなくて遊漁者なんかのこともある程度考えられていると。ただ、自由に遊漁者入ってきてくださいということではなくて、あくまでもこれまでどおり、まず漁業者を第一に考えられるように、色々と手続についてもできる範囲で、そこはしっかりと考えていこうということで、そういう意図であることを御理解いただいて、引き続き検討していただけたらと思います。

〔渡部会長〕 はい。説明は以上ですか。

〔岸本次長〕 はい。

〔渡部会長〕 これ施行は、来年の6月、7月。

〔岸本次長〕 当初、来年の7月1日で国もずっと進めていたんですけども、各県の事情とかを聞いていくうちに、ちょっと7月1日では間に合わないなというような事情も出てきたみたいなので、多少遅れるような雰囲気は出てきております。ただ、限度は12月の公布の、12月までにはですね。

〔平野事務局長〕 法律で2年以内というふうに明記してあるので。

〔渡部会長〕 それと、要は、許可をする事務手続というのが、一番変わるっちゅうことだがな。

〔岸本次長〕 県が公示をするか、今までの更新みたいに申請、有効期間切れる前に申請書上げていただくかっていうだけの違いっていうのが出てきます。

〔渡部会長〕 例えば、刺網の許可をしようとする、新規の人は別にして、継続、今は刺網の許可を持っておられる方は、期限が来てもその公示とか関係なく。

〔岸本次長〕 はい。有効期間が切れる前に、この時期までに申請してくださいというのをお知らせしますので、その時期に。

〔渡部会長〕 まずきちんとそうだというふうに知らせるんですね。

〔岸本次長〕 はい。

〔渡部会長〕 で、継続希望の方は申請してくださいと。それで、新規の方はどうなるだ。やっぱり公示して、いついつまでにとということか。

〔岸本次長〕 そういうことになります。

〔渡部会長〕 同時になるかもしれないけれど。

〔岸本次長〕 はい。それまでに、例えば刺網の枠が決まって、枠いっぱい許可してるんでしたら、今度はその枠を変えるかどうかというところも含めて海区に諮らないといけません。許可枠の中にまだ余裕がある場合は、事前に海区の意見を聞いて、枠があつて新規があれば、県が公示して手続をするということについて事前に了解を得ていれば、公示をして許可手続を進めるといふ流れになると思います。

〔渡部会長〕 基本的には、すぐその許可に枠を決めるということ。

〔岸本次長〕 基本的にそう考えております。

〔渡部会長〕 どっちにしても。

〔岸本次長〕 はい。

〔渡部会長〕 ああ、それはやっぱり面倒だな。全て公示せないけん、それだったらな。

〔岸本次長〕 はい。

〔渡部会長〕 わかりました。なら、今やっておられる方は特段。

〔岸本次長〕 はい。申請はしていただく必要はありましたけども、そこは変わりませんので。

〔渡部会長〕 新しい人はちょっと面倒だな。

〔岸本次長〕 そうですね。その申請時期とかそういったのは、きちんと県から各漁業者は組合にお伝えして、漏れないようにしていただくということもあります。

〔渡部会長〕 なるほど。ということは、組合の事務も大変になってくるわな。

〔景山委員〕 何っちゅうことあらへんけえ。

〔渡部会長〕 組合の事務局は、大したことない。

〔景山委員〕 その枠内でね、決めちよった枠を取っ払うということではないだけえ、そうそう漁師が増えることではあらへんだけん、漁師が。

〔渡部会長〕 そうですね。

〔平野事務局長〕 ただ、これまでだと、例えばその辺の人が許可申請して来ても、本来拒否することできないんですよ、実際にはほとんどないんですけども。当然そういう許可をしてしまえば、漁業者との間にもめごとが起こる種になるんですが、今回のようにきちんと期間なり、あるいはその隻数というものが規定されると、ある意味そういう意味では、本当に法律に則った事務ができると。これまで本当は、内水面にしる海面にしる、許可申請されたら、本来であれば許可をしないといけなかった。

〔渡部会長〕 理由がなかったらな。

〔平野事務局長〕 ええ。

〔渡部会長〕 なかなかないわな、ここの理由は。ただ、今後枠になっても申請したのも審査せないけんようになる。例えば、組合員外の人が、申請してくるときは。

〔平野事務局長〕 その辺の優先順位というものをきちんと定めていかないといけないですね。

〔渡部会長〕 そうですね。

〔岸本次長〕 だから許可の基準というのを定めて、例えば、一番に許可を有している実績者、それから新規漁業者であれば、船とか漁具はきちんと整備されているかっていうような許可の条件を作って、それに沿ってふるい落とししていく感じですね。

〔渡部会長〕 まあ何となく分かりました。あと、委員の皆さんで御質問があれば。

〔景山委員〕 ないです。こうならんように、平野課長さん、頼みますで。

〔平野事務局長〕 ええ、例えば資源管理では、今後TACの魚種とかIQ魚種を増やしていくという話も出てきてますし、色々漁業法改正に伴って、いろんなことが全部変わってきますので。

〔景山委員〕 がっばりもうける時代はもう終わった。持続性があるような資源管理して、我々の海の魚をいかにして長く持たせるかいうことを考えないといけない。

〔渡部会長〕 資源管理と専業者育成で、もうかるような漁業、桁の一本化なんかも含めて。

〔平野事務局長〕 はい。

〔渡部会長〕 はい。では、この議題はよろしいですかね。

〔景山委員〕 はい。

5 その他

〔渡部会長〕 その他はございますか。

〔吉田書記〕 はい。補足資料の中海及び境水道のウナギの体長制限の施行日について説明。

〔渡部会長〕 はい。ウナギの30センチですな、中海の。

〔吉田書記〕 はい、30センチ。

〔渡部会長〕 はい、了解です。あとはよろしゅうございますか、そのほか。はい。

6 閉 会

令和元年11月11日

議長会長

署名委員

署名委員